

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和7年6月24日提出

瀬戸内市長 黒石 健太郎

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和7年5月19日

瀬戸内市長 武久 顕也

損害賠償の額を定め和解することについて

瀬戸内市邑久町山田庄1757番地1先で発生した事故による損害について、次のとおり賠償額を定め、和解するものとする。

1 事故の相手方

住 所
氏 名

瀬戸内市

2 事故の概要

令和6年12月5日午後2時30分ごろ、瀬戸内市邑久町山田庄1757番地1先付近で、公用車が脇道から本道へ右折し合流する際、直進してきた相手方車両と衝突したものの。

3 和解の要旨

瀬戸内市は、本件事故の人身損害に係る相手方の被った損害につき、損害賠償金として、42,129円を相手方に支払う。